



平成26年4月30日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 八木 誠
(コード：9503 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 西澤 伸浩
T E L 06-6441-8821

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月30日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、今後とも社外取締役および社外監査役としてふさわしい人材を確保し、期待される役割を十分に果たせるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款に第31条（取締役の責任免除）第2項および第39条（監査役の責任免除）第2項を新設するものであります。なお、第31条（取締役の責任免除）第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成26年6月26日（予定）

以 上

現行定款・変更定款案新旧比較表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 31 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) (第 1 項 現行どおり) 2 <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> 〈本項新設〉
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第 39 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) (第 1 項 現行どおり) 2 <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> 〈本項新設〉

以 上